

仙台市立病院地域医療支援委員会設置要綱

(平成26年4月1日 病院事業管理者決裁)

(設置)

第1条 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第16条の2第1項第7号及び医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第9条の19第1項の規定に基づく委員会として、仙台市立病院地域医療支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じ仙台市病院事業管理者(以下「管理者」という。)に意見を述べるものとする。

- 一 共同利用の実施に関する事
- 二 救急医療の提供に関する事
- 三 地域の医療従事者に対する研修の実施に関する事
- 四 諸記録の管理に関する事
- 五 諸記録の閲覧に関する事
- 六 紹介患者に対する医療提供に関する事
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域医療支援に関する事

(委員)

第3条 委員は、地域の医療を確保する上で必要と認められる者のうちから、管理者が委嘱または任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総合サポートセンターに設置し、委員会の運営に関する事務及び支援を行う。

(書面開催)

第7条 委員長は、必要と認めるときに、書面により委員に意見を求めることができる。

- 2 書面開催とする場合、要綱第5条第2項中の「委員の2分の1以上が出席しなければ」を「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年1月21日から施行する。